

南海トラフ地震等の大規模広域災害への対応

【背景・理由】

令和6年8月に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、令和7年9月には南海トラフ地震の発生確率が大幅に見直されたことから、九州地域においては、発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震への対応や大規模広域災害への備えを加速させていかなければならない。

今後起こり得る南海トラフ地震をはじめとする大規模広域災害に備え、国と地方が一体となって進める防災・減災対策に関し、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

1 予算の確保、財政支援の拡充等

南海トラフ地震等の大規模広域災害に備え、津波避難施設や河川・海岸施設、橋梁、上下水道等のライフライン、住宅の耐震化、防災拠点としての港湾の機能強化に加え、避難所環境等の整備が進められるよう、十分な予算の確保及び財政支援の拡充等を講じるとともに、産業・雇用の中核であり、かつ災害時にも重要な役割を担う製油所や油槽所等の危険物施設等への災害予防対策を強化すること。

2 「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」の実効性確保のための取組に必要な人的・財政的支援

発災後の即時応援体制の構築として行われる、重点受援県の管内市町村の受援体制整備や即時応援県との定期的な意見交換、研修、訓練等の平時からの取組、また、被害状況確認後の九州地域の応援体制構築として行われる、ブロック内の広域応援の訓練等の取組に対する人的支援や必要となる経費に対する財政措置を講じること。

3 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく大規模な広域防災拠点等の機能向上

南海トラフ地震等の大規模広域災害に対する対策として、国が主体となり、支援物資や人員派遣を円滑に受け入れるための九州地域の広域防災拠点の機能強化を進めること。また、当該拠点や周辺地域の被災等により、拠点機能を十分に活用できないことも想定し、被災が想定されない地域に代替の拠点及びインフラ等の整備を進めること。

国民保護対策の推進

【背景・理由】

令和6年6月、国から九州・山口各県に対して、沖縄県先島諸島からの避難住民の受入れに係る基本要領の策定について依頼があった。

広域的な避難は全国に共通する課題である中、本要領の策定は他の都道府県の参考となる先進的な取組であるが、国民保護法においては平時からの備えを含めた具体的な運用の考え方は示されていない。このような状況の中で九州・山口各県は具体的な検討を進めているが、今回の検討は、これまで計画されたことのない大規模な避難計画であり、避難者全員分の提供食数の確保や個別のアレルギー・宗教等への配慮等、既存の制度だけでは対応が困難な検討項目があり、国が主体的かつ積極的に取り組むべき内容も存在している。

また、例えば避難が中長期に及んだ場合の就学再開や就労支援等、必ずしも国民保護法の枠組みに当てはまらない検討課題について、九州・山口各県が行う支援の法的な位置づけや費用負担の考え方が明確に示されていないものが多く存在している。

さらに、要領の策定に当たり、関係機関との調整や専門知識を有する外部機関の活用等が見込まれるが、国民保護法の枠組みに当てはまらない検討課題に対しては、検討に必要な財政措置が講じられていない。

加えて、国民保護対策の推進に当たっては、取組の趣旨等について国民に広く理解を得ることが必要である。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

1 ガイドラインの作成

九州・山口各県が沖縄県からの避難住民受入れに係る要領策定を円滑に進められるよう、各検討課題において各県が行う支援の法的な位置付けや費用負担の考え方を整理したガイドラインを作成すること。

2 地域の実情に寄り添った救援実施方法の検討の具体化

避難者への食料の提供等について、金銭の支給による救援の提供を含め、既存制度にとらわれることなく避難者及び受入県

双方に負担の少ない救援実施方法を検討し、具体的な方法を各県に示すこと。

3 必要な経費に対する財政措置及び検討の具体化

要領策定に関し必要となる経費について、国民保護法の枠組みに当てはまらない検討課題に要する費用についても、全額国が負担するよう財政措置を講じること。

4 国民への丁寧な周知

広く国民に対して、令和8年3月31日に閣議決定された国民の保護に関する基本指針の一部変更の意図を含め、国民保護対策の取組の趣旨等を丁寧に周知し、理解を深めるよう取り組むこと。

朝鮮半島や台湾等の周辺諸国等の有事に伴う対応

【背景・理由】

朝鮮半島や台湾等の周辺諸国等において有事が発生した場合に、避難を余儀なくされた人々が、九州地域に流入してくる可能性もある。国際情勢が日々緊迫化する中、こうした事態への対応について、国において早急に検討を進めていくことも必要である。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

朝鮮半島や台湾等の周辺諸国等において有事が発生した場合に、九州地域への避難を余儀なくされた方々への対応について、国において検討を進めること。

防疫対策推進体制の構築

【背景・理由】

新型コロナウイルス感染症をはじめ、人獣共通感染症の発生予防やまん延防止は、喫緊の課題であり、ワンヘルスに関する省庁間の連携や大学・研究機関の学際連携の強化を図った上で、人獣共通感染症及び薬剤耐性菌感染症の予防管理を一体的に行う体制を構築することが求められている。

国は、令和7年4月に国立健康危機管理研究機構を設立し、感染症部門を統合するなど新たなパンデミックに備えた体制強化を図っている。

アジアは、SARSやMERSといった新興感染症の発生地であり、デング熱やSFTSといった蚊やダニが媒介する人獣共通感染症の流行地であるため、アジアの玄関口に位置し、人や物の移動に伴い、これらの感染症が流入するリスクの高い九州地域に、関係機関が連携して人獣共通感染症及び薬剤耐性対策を推進する体制を構築する必要がある。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

新型コロナウイルス感染症の経験に鑑み、新たなパンデミックへの備えとして、「人と動物の健康と環境の健全性を一つの健康」と考える「ワンヘルス」の理念のもと、関係機関が連携して人獣共通感染症及び薬剤耐性対策を推進する体制を、SARS等の新興感染症の発生地であるアジアの玄関口に位置し、アジア諸国由来の人獣共通感染症等の流入するリスクが高い九州地域において、早期に構築すること。

ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とした全国一律の公費負担医療制度の創設等

【背景・理由】

ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成事業は地方単独事業であり、都道府県や市町村の財政力等により、住民が受けるサービスに格差が生じている。

令和6年度から、こどもの医療費助成については国民健康保険の減額調整を行わないこととされたが、ひとり親や重度心身障害者については、従来どおり減額調整となっており、助成事業における現物給付化の支障となっている。

特に九州地域では、ひとり親家庭等医療費が償還払いとなっている自治体が全国に比べて多い状況である。

また、重度心身障害者医療費は、現物給付・自動償還・償還払い等の支給方法が混在しており、地域間のサービス格差が依然として残っている。

償還払い方式は、一時的な窓口負担や自治体への申請手続等、利用者の負担が重く、利便性の向上を図る必要もある。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

1 全国一律の医療費助成制度の創設

全国一律の医療費助成制度を早期創設すること。

制度創設に当たっては、一時的な窓口負担なく、医療を享受できる仕組みとなるよう、マイナンバーカードを活用し、利便性の向上を図ること。

2 国庫負担減額調整措置（国保ペナルティ）の全廃

全国一律の制度が創設されるまでの間、現物給付化の大きな支障となっている国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置（国保ペナルティ）を全廃すること。

新生シリコンアイランド九州の実現に向けた基盤整備

【背景・理由】

TSMCの進出をはじめとした九州地域で相次ぐ大規模投資は、様々な経済波及効果が期待される100年に一度のビッグチャンスである。その効果を最大化するため、九州地域戦略会議では令和6年6月に「新生シリコンアイランド九州グランドデザイン」を策定し、オール九州で取組を進めている。

政府においても、地域の特性に応じた強い地域経済を構築するため、「地域未来戦略」により大胆な投資促進策とインフラ整備の一体的推進を図るべく、戦略産業クラスター計画の策定が進められている。

「九州地域未来戦略（素案）」では、九州地域の産業の特徴やポテンシャルを踏まえた戦略産業クラスターの1つとして、「強い経済を戦略物資と情報インフラで支える『新生シリコンアイランド九州』」が位置付けられた。

九州地域、ひいては日本全体の発展に向け、半導体生産の拠点として、日本経済の一翼を担うべく、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

1 都道府県域を超えた広域単位での産学官連携の取組

九州地域が世界の半導体サプライチェーンの中核を担うとともに、地域の活力につながる「新生シリコンアイランド九州グランドデザイン」に掲げた企業の研究開発や生産機能、大学等が集積する拠点（イノベーション・マルチハブ）の整備や拠点間の連携に対する支援を行うこと。

そのため、国が推進する「地域未来戦略」や「広域リージョン連携」制度などにより、連携拠点の整備・運営や人材の育成・確保、サプライチェーンの構築、半導体を用いる応用分野におけるベンチャー創出等に対する財政的支援や税制優遇、規制緩和等の優遇措置を行うこと。

2 産学官連携による半導体関連人材の育成・確保

活況な半導体関連産業において人材不足が深刻化してきている中、九州地域においても多くの雇用が予定されており、人材の

育成・確保が喫緊の課題となっているため、人材の確保や育成等に取り組む自治体に対し、継続して支援すること。

また、国主導による関係業界や産学官の連携強化、産業の魅力発信の機会創出、大学等高等教育機関における人材の育成に取り組むとともに、人材の育成に取り組む大学等高等教育機関に対し、十分な財政的支援を行うこと。

さらに、国外からの半導体関連人材の受入れ、学生のインターンシップ・留学、企業研修や出張等に伴い発生する入国・在留関係の諸手続きが、円滑・迅速に進むよう取り組むこと。

3 半導体サプライチェーンの強靱化

半導体サプライチェーンの強靱化を実現し、安定供給に必要な体制を確保するため、先端半導体をはじめ、パワー半導体、アナログ半導体、半導体部素材・原材料及び半導体製造装置等の製造基盤全体の強化のために半導体関連企業が実施する設備投資等に対し、財政的支援を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

また、次世代半導体等の先端技術の研究開発や、研究開発を促進する企業間のネットワーク構築、中小企業のサプライチェーン参入等に対して財政的支援を拡充すること。

4 企業集積の進展を支えるインフラの整備

新生シリコンアイランド九州を実現するためには、国内のみならず海外とつながる交通インフラの強化が不可欠である。

ついては、海外との人流・物流の航空ネットワークの要となる空港と半導体関連産業集積地域等を結ぶアクセス強化及び当該地域における企業活動の円滑化を図るための鉄道整備に対して、財政的支援を行うこと。

併せて、九州地域内外の人流・物流を支える安全・円滑な道路ネットワークの構築を加速させるため、特段の予算を確保し、道路の早期整備を行うこと。

また、国内外の半導体関連企業等が進出する際の受け皿となる工業団地や工業用水等の関連インフラの整備を行う自治体に対し、継続した財政的支援を行うこと。

九州の農林水産物の輸出拡大

【背景・理由】

九州地域は農林水産業が主要な産業であり、農業産出額は全国の約2割を占めるなど、国内食料供給の重要な拠点となっており、人口減少等により国内市場が縮小する中で、九州地域が一体となって、農林水産物の輸出拡大に取り組んでいる。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

農林水産物の主要産地であり、輸出拠点でもある九州地域が一体となって取り組む海外での販売促進活動等の輸出拡大に向けた取組に対し、積極的な支援を行うこと。

輸出相手国との輸出動植物検疫協議等、規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化すること。

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限延長

【背景・理由】

気候変動に伴い、激甚化・頻発化する台風や大雨による大規模災害の発生に対応するため、国は令和7年6月に、「第1次国土強靱化実施中期計画」を閣議決定し、国土強靱化の取組を推進している。

九州地域においては、令和7年8月の大雨により広い範囲で、大規模な災害が発生したことから、引き続き、災害を未然に防止する防災・減災対策の推進が急務となっている。

災害に対し脆弱なシラス等の特殊土壌地帯として指定されている地域においては、引き続き、災害防除及び農地改良を推進するため、令和8年度末が期限となっている「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の延長が必要である。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

九州地域に広く分布しているシラスや赤ホヤ等の特殊土壌地域において、治山・治水や急傾斜地崩壊対策等の防災・減災対策、農業生産力向上に資する農用地整備など幅広い振興施策を実施するため、令和8年度末に期限を迎える「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の延長を図ること。

トラフグを含むTAC管理検討魚種の今後の資源管理に向けた対応

【背景・理由】

水産資源のTAC（漁獲可能量）管理については、改正漁業法に基づき、国内漁獲量の8割を管理対象とすることを目指し、国において調整が進められているところである。

一方、トラフグを含む複数の魚種（ウルメイワシ、マダイ等）においては、系群間で資源量を評価する際の基礎となる調査密度やデータ整備の状況等に地域差があり、調整の進捗に差が生じている。

このような状況下で特定の地域において漁獲数量の制限を伴うTAC管理が先行して開始された場合、同一魚種を漁獲する他地域と比べて供給力が大幅に縮小することが想定され、当該地域の競争力が低下することが懸念される。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

1 トラフグ等に係るTAC管理の開始時期の調整

水産資源のTAC管理において、同一魚種の管理開始時期が地域によって異なる場合、先行した地域において経済的に大きな損失が生じ、競争力の低下に繋がるおそれがある。このため、トラフグ等については、主要な地域が同時に管理を開始するよう調整するとともに、調整の際は、課題解決及び関係者の合意形成に必要な十分な期間を確保し、調整が十分進んだ上で管理を開始すること。

2 漁業経営支援の充実

TAC管理の開始により影響を受ける漁業者への漁業経営支援を充実すること。

3 資源回復に向けた施策の推進

効率的かつ効果的な資源回復が図られるよう、種苗放流をはじめとするTAC管理以外の対策についても、国が積極的に施策を講じること。

離島振興対策の充実

【背景・理由】

我が国の離島は、その地理的特性等から、領海等の保全や海洋資源の利用、自然環境の保全に加え、食料の安定的な供給等、我が国や国民の利益の保護等に重要な役割を担っている。

このうち離島振興法等(注1)の有人離島は、九州・山口各県で合わせて169島を有し、これは我が国の離島(305島)の55.4%を占めている。

また、領海等の保全の活動拠点としての機能を有する有人国境離島(注2)は、九州・山口各県で合わせて118島あり、我が国の有人国境離島(148島)の79.7%を占める。

これらの有人離島は、進学や就職を機に島外へ転出する若者の増加等による深刻な人口減少や高齢化等により社会インフラが減少・消滅し、そのことで更に人口減少が進み、将来的に無人化する離島が増えることが懸念される。

このため、離島の国家的な役割を踏まえると、無人化を防ぎ、地域社会を維持するためには、離島振興策の一層の充実強化が必要である。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

(注1) 離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法

(注2) 有人国境離島の数は「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」の別表でカウント

【提言内容】

1 離島振興施策の充実・強化

関係法令に基づく施策について、各府省等による確実な実施と更なる充実・強化を図ること。

特に、小規模離島については、人口減少等により存続が危ぶまれる深刻な状況となっていることから、基礎的行政サービスの維持に必要な人材や車両等の航送手段及び移住者用住宅の確保等、定住条件の整備等に関する支援の強化を図ること。

2 交付金等による支援制度の充実

関係法令に基づく交付金等による支援制度について、離島の実情に応じた内容となるよう、対象事業の拡充をはじめ、その制度

内容の充実に取り組むとともに、地域の実情や社会経済状況を踏まえ、必要な予算額を確保すること。

3 有人国境離島法の改正・延長

令和8年度末に期限を迎える有人国境離島法の改正・延長に合わせて、地域の保全及び地域社会の維持を図るための施策を拡充し、現下の社会情勢や物価高騰等の経済状況を踏まえた十分な予算措置を講じること。

広域道路ネットワークの構築

【背景・理由】

国・地方の最大の課題である地方創生の推進は、地域間競争の側面も持つことから、その前提となる競争基盤を公平に整えることが重要である。しかしながら、現状は、地方を中心に高規格道路の未整備区間等があり、依然として地域間格差は解消されていない。また、九州地域では毎年のように自然災害に見舞われており、災害時のリダンダンシーの確保の観点も必要である。

地方回帰の機運の高まり等、社会情勢が変化する中、東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の構築に向けて、時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を可能とする道路ネットワークの強化を推進しなければならない。

については、九州地域の発展を支える道路ネットワークの構築に関し、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

東九州自動車道、九州中央自動車道、西九州自動車道、南九州西回り自動車道、中九州横断道路、下関北九州道路、北薩横断道路、有明海沿岸道路、那覇空港自動車道、山陰自動車道等といった高規格道路の未整備区間の早期解消、暫定2車線区間の4車線化はもとより、高規格道路をつなぐ道路ネットワークの充実・強化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道等とのダブルネットワークの強化に必要な予算を確保すること。

また、豊後伊予連絡道路、島原天草長島連絡道路の実現に向け、調査実施に必要な予算を確保すること。

九州M a a Sの推進等

【背景・理由】

厳しい経営環境を背景にした公共交通の崩壊への深刻な懸念を踏まえ、令和4年6月、九州地域戦略会議において「九州M a a S」の構築が提案された。その後約2年に及ぶ議論を経て、令和6年4月に実行組織として一般社団法人九州M a a S協議会が設立され、同年8月にはサービスが開始された。

九州M a a Sでは、官民や交通事業者間で共創し、九州地域が一体となって住民や観光客等の移動の円滑化や異分野との連携を通じた移動需要の創出に取り組むことにより、令和12年度までに「公共交通の利用促進」や「多極交流の実現」、「九州観光の振興」の達成等を目指している。

官民が一体となって広域的に取り組む九州M a a Sは全国に先駆けた取組であり、持続可能性が担保され、新たな社会基盤として地域に定着するためには、国による継続的な財政面の支援に加え、交通事業者間の連携・協働を一層促進するための制度面での支援が不可欠である。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

1 財政支援の維持・充実

自治体や交通事業者の連携を通じた利便性向上による交通ネットワークの維持、広域的な社会基盤・データ連携基盤の整備といった観点から、補助金等による財政支援を積極的かつ継続的に行うこと。

2 制度の柔軟な見直し

持続可能で利便性の高い交通ネットワークの構築に向け、交通事業者の連携強化に有用な制度である独占禁止法特例法に基づく共同経営について、各種申請等に係る交通事業者の負担の重さに鑑み、手続きの簡略化等、現行制度を柔軟に見直すこと。

ツール・ド・九州の更なる充実に向けた支援 とサイクルツーリズムの推進

【背景・理由】

令和5年度から開催されているツール・ド・九州は、スポーツ大会の域に留まらず、地域固有の大自然や文化、豊かな暮らしを国内外に発信する絶好の機会となり、2025年大会では、経済効果約28億円、延べ10万6,500人の観客数を記録している。このように大きな成果を上げている一方で、安全な大会開催のためには、広範囲にわたる警備体制の構築に加え、大会に対する幅広い理解と協力を得る必要があり、より充実した財政支援が不可欠である。

また、九州地域でのサイクルツーリズムの機運を高め、新たな観光客を呼び込むため、九州・山口各県、九州経済連合会及び九州観光機構からなる「九州・山口サイクルツーリズム推進委員会」において、ナショナルサイクルートの指定に向けた取組を進めている。その際、ナショナルサイクルートの指定要件を満たすには、サイクリスト向けの休憩施設や案内看板の設置等の受入環境整備が必要となるが、各自治体での財政負担が大きく、受入環境整備の高いハードルとなっているため、より充実した財政支援が必要である。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

- 1 九州地域が一丸となって取り組むこのツール・ド・九州を継続的に開催し、地方創生を加速させるため、円滑な大会開催に向けた財政支援を充実すること。
- 2 この機会にサイクルツーリズムの機運を高め、新たな観光客を呼び込むため、九州地域におけるナショナルサイクルートの指定に向けた受入環境整備に対する財政支援を充実すること。

国会議員の定数削減及び定数配分の見直し

【背景・理由】

憲法が求める人口比例を旨とする現行の選挙制度において、人口減少や都市部への人口集中が進むと、人口が減りにくい都市部の議員が増え、地方の議員が減り続けていき、都市部の議員のみでこの国の形や方向性を議論することにもなる。国の根幹である食料供給基地やエネルギー供給地、国土保全等を担っているのは地方である。

現行の選挙制度による国会議員の定数配分は、国の形や方向性が偏った方向に向かっていくことにもつながる問題であることを受け、憲法改正を含め、国民全体での骨太な議論をしていくことが必要である。また、衆議院議員定数の削減については、この国を支える地方の選出議員の割合が小さくならないことも必要である。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

国会議員の定数配分の見直しについては、十分な国民的議論のもとで憲法改正等の抜本的な対応を行うこと。

また、定数削減の議論においては、地方選出議員の割合が小さくならない形で、多様な意見が汲み取れる仕組みとすること。

中東情勢に伴う影響への対応

【背景・理由】

昨今の中東情勢を受けた原油等の供給不安及び国際的な原油価格の高騰により、燃料価格は高止まりし、先行きが見通せない状況が続いている。

特に、離島や半島を多く抱える九州地域においては、輸送コストの増大が地域経済の命綱である運輸業や観光産業等に深刻な打撃を与えており、九州の基幹産業である農林水産業における肥料・飼料等の価格高騰や、製造業におけるシンナーや潤滑油等の供給不安など、幅広い業種において生産資材の価格高騰や調達の不安定化による経営への影響が懸念されている。

さらに、原油等の供給不安が長期化した場合には、医療機関や介護・福祉施設への医療・衛生物資等の安定供給等にも影響を及ぼす事態となることが想定される。

については、中東情勢に伴う影響への対応について、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

1 燃料等の供給確保及び価格高騰の抑制、住民等の不安の払拭

燃料・石油関連製品の供給確保や流通の目詰まり解消、価格高騰の抑制に向け万全を期すとともに、住民や事業者が無用の不安を抱えることのないよう情報発信を強化すること。

2 生産者や中小企業等の経営安定化に向けた支援

燃料等の供給が安定するまでの間、現行の緊急的激変緩和措置を継続すること。また、経済への影響が長期化・深刻化しつつある現状を踏まえ、生産者や中小企業等の経営継続に向けた支援策や重点支援地方交付金の追加交付など、影響緩和に向けた措置を早急に講じること。

3 医療・衛生物資等の供給安定化

原油等の供給不安の長期化に備え、国民の生命・身体の安全に直結する医療・衛生物資等の製造と流通の安定化を図るための必要な措置を講じること。